

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 毎週火、金曜日発行

目 次 (取扱課室名) ページ

0	告	$\overline{\mathbf{x}}$						
	448	有害図書等の指定 (青少年•	男女	共同	参画	〕課)	1
	449	障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の廃止		((障害	福祉	課)	2
	450	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止		((")	2
	451	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定		((")	3
	452	II			(IJ)	3
	453	n .			(IJ)	4
	454	II			(IJ)	4
	455	II			(IJ)	4
	456	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更		((IJ)	4
	457	印南土地改良区の定款変更の認可		(農業	農村	整備	誹)	5
	458	南紀用水土地改良区の定款変更の認可		(IJ)	5
	459	遊漁規則の変更の認可					!課)	
	460	道路の区域変更		(道路	保全	注課)	5
	461	道路の供用開始		((IJ)	
	462	道路の区域変更		((IJ)	6
	463	道路の供用開始		((IJ)	6
	464	公有水面埋立て工事のしゅん功認可		(慧課)	
	465	随意契約の相手方の決定			(警	察本	部)	8
0		安委員会告示						
		警備員指導教育責任者講習の実施						9
		遊泳区域の指定						12
0	_	区漁業調整委員会指示						
		サキのまき網漁業						12
0	—-							
		24年4月17日付け和歌山県報第2348号和歌山県告示第403号中						
	平成2	24年4月24日付け和歌山県報第2350号入札公告中						13

告 示

和歌山県告示第448号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等 として、次のものを平成24年4月18日指定した。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月刊誌	実話BUBKAタブー 5月号	05375-05	コアマガジン

和歌山県報 第 2351 号

月刊誌	増刊エキサイティングマックス! 4月号	02092-4	ぶんか社
月刊誌	弾丸Dashスペシャル 4月号	02060-04	晋遊舎
月刊誌	EX Exciter 4月号	11957-04	インターナショナル・ラグ ジュアリー・メディア
月刊誌	お宝ガールズ 5月号	02257-05	コアマガジン
月刊誌	実話大報 5月号	15191-05	ジーオーティー
月刊誌	俺の旅 5月号	02285-5	ミリオン出版
週刊誌	週刊アサヒ芸能 第六十七巻十六号	20013-4/19	徳間書店
週刊誌	週刊実話ザ・タブー 5月12日号	20327-5/12	日本ジャーナル出版
雑 誌	ナックルズデラックスアングラー vol.06	68464-78	ミリオン出版
コミック	絶対恋愛Sweet 5月号	15557-05	笠倉出版社
コミック	JUNK BOY はるやすみ号	18356-05	リブレ出版
コミック	恋愛ラブレボ 4月号	19667-04	宙出版
コミック	drapドラ 5月号	16695-05	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第449号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3030100 055	楠見ケアプランセンタ ーすずらん	和歌山市楠見中295-5	有限会社すずらん	和歌山市大谷42-4	平成 24. 3. 31
3030100 097	相談支援オアシス	和歌山市西庄1086-43	株式会社介護ステーションオアシス	和歌山市西庄1086-43	平成 24. 3. 31
3030100 113	ヘルパーステーション ハートフル	和歌山市新在家104-11	有限会社ハートフルコ ーポレーション	和歌山市新在家104-11	平成 24. 3. 31
3030100 139	愛ケアサービス	和歌山市東田中17-1	有限会社愛ケアサービス	和歌山市東田中17-1	平成 24. 3. 31
3030100 147	リフレ	和歌山市北島433-6	有限会社リフレ	和歌山市北島433-6	平成 24. 3. 31

和歌山県告示第450号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の 廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年4月27日

				和歌	(山県知事 仁 坂	吉 伸
事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3010100 489	ぽけっと	和歌山市里字中の 瀬62-1	児童デイサービス	社会福祉法人一 麦会	和歌山市岩橋643	平成 24.3.31
3011700 279	社会福祉法人和 歌山つくし会障 害児デイサービ ス事業所つくし の里	岩出市中迫665	児童デイサービス	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市森小手穂2-1	平成 24. 3. 31
3010100 471	こじか親子教室	和歌山市平井297	児童デイサービス	社会福祉法人一 麦会	和歌山市岩橋643	平成 24. 3. 31
3010100 695	ハミング子ども 教室	和歌山市口須佐37-6	児童デイサービス	特定非営利活動 法人ADLサポー トセンター・ハ ミング	和歌山市口須佐37-6	平成 24.3.31
3012200 063	ほうかごきっず	田辺市神小浜2-16- 15	児童デイサービス	社会福祉法人ふ たば福祉会	田辺市文里1-15-13	平成 24. 3. 31
3012250 159	ほうかごきっず うえのやまはう す		児童デイサービス	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1-15-13	平成 24. 3. 31
3010100 356	カナの家	和歌山市今福3-5-4 1	児童デイサービス	社会福祉法人愛 徳園	和歌山市今福3-5-4 1	平成 24. 3. 31
3010121 048	第二こじか園	和歌山市田尻155-1	児童デイサービス	社会福祉法人一 麦会	和歌山市岩橋643	平成 24. 3. 31
3012000 059	通園みらい	御坊市薗500	児童デイサービス	社会福祉法人太 陽福祉会	日高郡美浜町和田1 138	平成 24. 3. 31
3012300 061	通園くじら	東牟婁郡那智勝浦 町勝浦342	児童デイサービス	社会福祉法人い なほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦 町中里575	平成 24. 3. 31

和歌山県告示第451号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定年月日	指 定 の 有効期限
3021100 098	ホームぬくもり	海草郡紀美野町 小畑214	共同生活介 護・共同生 活援助	/ III		海草郡紀美野町 小畑214	平成 24.4.1	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第452号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所	事業所の		障害福祉	主たる対象	事業者の	事業者の主たる	指定	指定の	
-----	------	--	------	-------	------	---------	----	-----	--

和歌山県報 第 2351 号

番	号	名	称	事業所の所在地	サービス の 種 類	とする障害 種 別	名 称	事務所の所在地	年月日	有効期限
3020 079)121	さくらい	の家	和歌山市直川17 95				和歌山市松江東 三丁目3番10号		平成 30.3.31

和歌山県告示第453号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定 の 有効期限
3022520 153	サンマリンハイツ	東牟婁郡串本町 2113-2	共同生活援 助	知的障害者 精神障害者		東牟婁郡串本町 潮岬417	平成 24.4.1	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第454号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3021610 187	ありだっこ ホーム	有田郡有田川町 熊井1-2	共同生活介 護・共同生 活援助		1		平成 24. 4. 1	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第455号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3022250 298	ふたば神島 ホーム	田辺市たきない 町22-19	共同生活介 護・共同生 活援助		社会福祉法 人ふたば福 祉会	田辺市文里一丁 目15-3	平成 24.4.1	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第456号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年4月27日

						Ē	和歌山県	知事	仁 坂	吉	伸
事業所番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変	更	前	変	更	後	変 年月	更日
3012520 031	児童デイサービ スふれんず	児童デイサ ービス	事業所の所在地	東牟婁郡 -4	『串本岡	丁伊串92	東牟婁郡	『串本	町田原70	平成 24.3.1	-

和歌山県告示第457号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、印南土地改良区の定款及び定款附属書 役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第458号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南紀用水土地改良区の定款変更を認可 したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第459号

紀ノ川漁業協同組合及び有田川漁業協同組合の第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更については、平 成24年4月18日付けで漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり認可した。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
- (1) 紀ノ川漁業協同組合 紀の川市桃山町市場547番地4 和内共第2号
- (2) 有田川漁業協同組合 有田郡有田川町徳田113-9 和内共第6号
- 2 遊漁規則の変更の内容

次のとおり

(「次のとおり」は省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成2 4年6月27日まで縦覧に供する。)

3 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年4月18日

和歌山県告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告 示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す る。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野口野上線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字星山字中 筋139番1地先から同町大字星山 字中筋114番2地先まで		7. 10	146. 68	
同上	新	10. 73	146. 68	

和歌山県告示第461号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字星山字中筋139番1地先から同町大字星山字中筋114番2地先まで 供用開始の期日 平成24年4月27日

和歌山県告示第462号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍神十津川線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
田辺市龍神村三ツ又字ハソ157番1地先から同市龍神村丹生ノ 川字井戸ノ谷下モ道下タ567番1 地先まで	П	4. 20	64. 80	
同上	新	7. 40	64.80	

和歌山県告示第463号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 龍神十津川線

供用開始の区間 田辺市龍神村三ツ又字ハソ157番1地先から同市龍神村丹生ノ川字井戸ノ谷下モ道下タ 567番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月27日

和歌山県告示第464号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立 てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を和歌山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸和歌山下津港港湾管理者和歌山県 代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 しゅん功認可を受けた者
 - (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (2) 名称 和歌山県
 - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
 - (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 2 埋立区域
- (1) 位置

和歌山市湊字青岸坪1342番61の地先公有水面

(2) 区域

次の⑩の地点から②の地点までを順次結んだ線及び②の地点と⑩の地点を結ぶ平成5年秋分の満潮位 (D. L. +1.69m) における公有水面と既設北防波堤との境界線により囲まれた区域並びに④の地点から ⑦の地点までを順次結んだ線、⑦の地点と⑬の地点を結ぶ平成5年秋分の満潮位 (D. L. +1.69m) における公有水面と既設護岸との境界線、⑬の地点から⑪の地点までを順次結んだ線及び④の地点と⑪の地点を結ぶ平成5年秋分の満潮位 (D. L. +1.69m) における公有水面と既設北防波堤との境界線により 囲まれた区域

- ⑩の地点 和歌山港南防波堤灯台(北緯34度12分39.85秒、東経135度08分15.39秒)から7度21分46 秒500.10mの地点
- ⑨の地点 ⑩の地点から159度53分45秒93.91mの地点
- ②の地点 ⑨の地点から249度53分45秒120.00mの地点
- ④の地点 和歌山港南防波堤灯台(北緯34度12分39.85秒、東経135度08分15.39秒)から356度13分 13秒364.51mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から249度53分45秒1.77mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から331度08分59秒197.29mの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から69度53分45秒385.12mの地点
- (3)の地点 ⑦の地点から238度33分23秒101.81mの地点
- ②の地点 ③の地点から249度53分45秒125.53mの地点
- ⑪の地点 ⑫の地点から159度53分45秒74.07mの地点
- (3) 面積

30, 719. 34 m²

3 埋立地の用途

ふ頭用地

- 4 公有水面埋立免許の年月日及び番号 平成8年2月13日和歌山県指令6港第248号
- 5 しゅん功認可年月日平成24年4月27日

和歌山県告示第465号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条 及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) カード基体 300枚×3入 (一般) 99箱
- (2) カード基体 300枚×3入(優良) 86箱
- (3) カード基体 300枚×3入 (新規) 11箱
- (4) 経歴証明証カード基体 300入 4箱
- (5) IC化用リボンセット(2,000枚×1入×7種) 89箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
- (1) カード基体 300枚×3入 (一般)

1箱当たり

(2) カード基体 300枚×3入(優良) 1箱当たり

536, 760円

536,760円

(3) カード基体 300枚×3入(新規) 1箱当たり

536,760円

(4)経歴証明証カード基体 300入1箱当たり

158, 130円

(5) IC化用リボンセット(2000枚×1入×7種)

1箱当たり 147,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により 随意契約する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第21号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成24年4月27日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 堉 嗣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講 習 区 分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(1号)」という。)	平成24年8月29日 (水) から同年9月7日 (金) までの 土曜日及び日曜日を除く8 日間	和歌山市手平二丁目 1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	30名
1号警備業務に係る講習で、2の(2) に掲げる者を 対象とするもの(以下「追加取得講習(1号)」と いう。)			
法第2条第1項第4号の業務(以下「4号警備業務」という。)に係る講習で、2の(3)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(4号)」という。)	平成24年8月29日(水)から同年9月7日(金)までの 土曜日、日曜日及び火曜日 を除く7日間	同上	10名
4号警備業務に係る講習で、2の(4)に掲げる者を 対象とするもの(以下「追加取得講習(4号)」と いう。)			

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習(1号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格し

た警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に 従事しているもの

(2) 追加取得講習(1号)

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提 出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (3) 新規取得講習 (4号)

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習(4号)

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等 提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上で あるもの

- 3 受講を希望する者の手続
 - (1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成24年7月17日 (火) から同月19日 (木) まで (各日とも午前10時から午後5時までの間) の間に、(3) の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課 (受講受付専用電話:073-423-3344) に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

- (2) 申込み受付
 - (1) により、受講予定者となった者は、平成24年7月23日(月)から同月25日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)。
- (3) 事前申出及び申込み時の注意事項
 - ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。
 - イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。
 - ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
 - エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)。
 - オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に 受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。
 - カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問い合わせ先に確認しておくこと。
- 4 申込み時の必要書類
 - (1) 新規取得講習(1号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「1号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

- (2) 追加取得講習(1号)の受講予定者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

- イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
- ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
- (ア) 2の(2)のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

- (3) 新規取得講習(4号)の受講予定者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書

(以下「4号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

- (4) 追加取得講習(4号)の受講予定者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セ ンチメートルのもの)を貼付すること。

- イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
- ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通
- (5) (1) から(4) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業している など、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情 を疎明した上で2の(1)のア、ウ、オ若しくは2の(2)のア、ウ、オ又は2の(3)若しくは2の(4) に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができ る。この場合において、2の(1)のア、2の(2)のア、2の(3)又は2の(4)に該当する者にあって は、(1) のイの(ア)、(2) のウの(ア)、(3) のイ又は(4) のウに掲げる履歴書の提出を省略 することができる。
- 5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習 (1号) 47,000円
- (2) 追加取得講習 (1号) 23,000円
- (3) 新規取得講習(4号)34,000円
- (4) 追加取得講習(4号)10,000円
- 6 講習修了証明書の交付等
 - (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
 - (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

8 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係

電話番号:073-423-0110 (内線3027)

和歌山県公安委員会告示第22号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、 次のとおり遊泳区域を指定する。

平成24年4月27日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 堉 嗣

海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地先の海域で「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、まき網漁業の操

業について次のとおり指示する。

平成24年4月27日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

1 指示する内容

次の区域及び期間内は、まき網漁業を操業してはならない。

(1) 区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

印南沖

(世界測地系)

- ア 北緯33度45分965 東経135度08分897
- イ 北緯33度45分124 東経135度08分182
- ウ 北緯33度44分173 東経135度09分757
- 工 北緯33度45分069 東経135度10分532

椿沖

(世界測地系)

- ア 北緯33度36分451 東経135度20分349
- イ 北緯33度34分800 東経135度20分294
- ウ 北緯33度34分799 東経135度22分283
- 工 北緯33度36分417 東経135度22分268

日置沖

(世界測地系)

- ア 北緯33度34分905 東経135度22分859
- イ 北緯33度34分375 東経135度22分548
- ウ 北緯33度33分595 東経135度24分719
- 工 北緯33度34分195 東経135度24分915

すさみ沖

(世界測地系)

- ア 北緯33度32分316 東経135度28分621
- イ 北緯33度31分692 東経135度28分595
- ウ 北緯33度31分729 東経135度29分260
- 工 北緯33度32分290 東経135度29分243

(2) 期間

毎年5月1日から6月30日まで(2か月間)

2 指示する期間

平成24年5月1日から平成27年4月30日まで(3年間)

正 誤

正 誤

平成24年4月17日付け和歌山県報第2348号和歌山県告示第403号中

ページ 誤		正	
11	打田町生涯学習センター	打田生涯学習センター	

正 誤

和歌山県報 第 2351 号 平成 24 年 4 月 27 日 (金曜日)

平成24年4月24日付け和歌山県報第2350号入札公告中				
ページ	行目	誤	正	
10	上から8	第431号	第432号	
	I		,	